

書類等確認機関について

1 募集対象事業

国事業名：スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策のうち

スマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業」

県事業名：スマート農業導入加速化推進事業（鹿児島県スマート農業・農業支援サービス事業）

2 事業内容

サービス事業の立上げや事業拡大に向けたニーズ調査、サービス提供の試行・改良、サービス提供に必要なスマート農業機械等の導入、サービス事業者の事業性向上に資する流通販売体系の転換等に必要な施設整備等を一体的に支援します。

3 書類等確認機関による事前確認

(1) 申請書類の事前確認について

本事業では、本県への応募申請に当たり、事前に申請書類を国による公募で選定された書類等確認機関（法人名）による確認を受ける必要があります。以下に書類等確認機関への確認依頼の方法等をお示ししますので、必ずご確認ください。

(2) 書類等確認機関への確認依頼の方法

書類等確認機関への確認依頼は、電子メールにより確認依頼を行ってください。（郵送、ファックス等では対応できません）。

(3) 書類等確認機関の連絡先

確 認 機 関 名：一般社団法人 農林水産航空・農業支援サービス協会

ホ ー ム ペ ー ジ：一般社団法人農林水産航空・農業支援サービス協会（農業支援サービス部門）

電 話 番 号：(準備中) ※令和8年1月23日時点

メ ール ア ド レ ス：(準備中) ※令和8年1月23日時点

(4) 書類等確認機関による確認依頼の期限

令和8年2月13日（金）

(5) 書類等確認機関による確認における留意事項

① 申請書類に不備等があった場合には、書類等確認機関から申請者への修正等の指示がありますので、速やかに対応いただく必要があります（速やかな対応ができない場合には、書類等確認機関による事前確認が終了しない恐れがあります）。

② 書類等確認機関による申請者への修正等の指示とそれに対する修正等の回答のやり取りは、最大2回までとなり、2回目の回答が不十分な場合にあってもその内容で確認事務は終了し、一部不備がある状態で申請者に回付されます（詳細は上記書類等確認機関へご確認ください）。

4 書類の提出方法

書類等確認機関のチェックを受けた申請書類を、農業支援サービスを提供する市町村を所轄する県内地域振興局・支庁（農政普及課）まで、ご提出ください。

5 申請・問い合わせ先

鹿児島県農政部経営技術課 普及企画係 重久、下新原

電話番号：099-286-3150 メールアドレス：fukyu@pref.kagoshima.lg.jp